

学校法人

立正学園

寄附行為

学校法人 立正学園 寄附行為

第一章 総則

(名称)

第一条 この法人は、学校法人立正学園と称する。

(事務所)

第二条 この法人は、事務所を和歌山県田辺市東陽十五番三十号に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第三条 この法人は、教育及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第四条 この法人は、前条の規定する目的を達成するため、次に掲げる学校（幼保連携型認定こども園）を設置する。
認定こども園 立正幼稚園

第三章 役員及び理事会

(役員)

第五条 この法人に次の役員を置く。

- 一 理事 五人
- 二 監事 二人

2 理事のうち一人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。
(理事の選任)

第六条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 認定こども園 立正幼稚園園長
- 二 評議員のうちから評議員会において選任したもの二人
- 三 学識経験者のうちから理事会において選任したもの二人

2 前項第一号、第二号の理事は、園長または評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任及び職務)

第七条 監事は、理事会において選出した候補者の中から、評議員会の同意を得て理事長が選任する。

2 前項の選任にあたっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の業務を監査すること。
- 二 この法人の財産の状況を監査すること。
- 三 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- 四 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について毎会計年度監査報告書を作成し、当該会計年度後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを和歌山県知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- 六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- 七 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

4 前項第六号の請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

5 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合に

において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(顧問)

第八条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は三人以内とする。

3 顧問は、この法人に特別功労があつた者の中から、理事会で審議のうえ、理事長が委嘱する。

4 顧問は、理事会及び評議員会に随時出席して、意見を述べることができる。但し、議決に加わることはできない。

(親族関係者等の制限)

第九条 この法人の理事のうちには、各理事についてその親族その他特殊の関係がある者が一人をこえて含まれることになつてはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事及び評議員（その親族その他特殊の関係のある者を含む）並びにこの法人の職員（園長及び教員を含む。以下同じ）が含まれることがあつてはならない。

3 この法人の監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であつてはならない。

(役員任期)

第十条 役員（第六条第一項第一号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ）の任期は、二年とする。但し、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長にあつては、その職務を含む。）を行う。

(役員補充)

第十一条 理事又は監事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第十二条 役員が次の各号の一に該当するに至つたときは、理事総数の四分の三以上出席した理事会において、理事総数の四分の三以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

三 職務上の義務に著しく違反したとき
四 役員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき

2 役員は次の事由によつて退任する。

一 任期の満了

二 辞任

三 私立学校法第三十八条第八項第一号又は第二号に掲げる事由に該当するとき

(役員報酬)

第十三条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を報酬等として支給することができる。但し、役員地位にあることのみによつては支給しない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(理事会)

第十四条 この法人に理事をもつて組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の三分の二以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合は、その請求のあつた日から七日以内に、これを召集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならぬ。

6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

7 理事会に議長を置き、理事長をもつて充てる。

8 理事長が第四項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

9 第七条第四項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によつて定める。

10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の三分の二以上の理事が出席しなければ会議を開き、議決することができる。

きない。ただし、第十三項の規定による除外のため三分の二に達しないときは、この限りではない。

1 1 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

1 2 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

1 3 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(理事長の職務)

第十五条 理事長は、法令及びこの寄附行為に規定する職務を行い、この法人内部の事務を総括し、この法人の業務について、この法人を代表する。

(理事の代表権の制限)

第十六条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第十七条 理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において指名された理事がその職務を代理し、またその職務を行う。

(議事録)

第十八条 議長は、理事会の開催場所(当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した理事及び監事が署名(電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下同じ。)若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した理事のうちから互選された理事二人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第四章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第十九条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、十一人以上の評議員をもって組織する。

付加しては、評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。

一 心身の故障のために職務の執行に堪えないとき

一 評議員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第十二項の規定による除斥のため、過半数に達しないときは、この限りではない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第二十条 第十八条第一項の規定は、評議員会の議事録の作成について準用する。

2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名若しくは記名押印し、または議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員二人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

(諮問事項)

第二十一条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- 一 予算及び事業計画
- 二 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 三 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- 四 予算外の重要な義務の負担または権利の放棄
- 五 寄附行為の変更
- 六 合併
- 七 目的たる事業の成功の不能による解散
- 八 寄附金品の募集に関する事項
- 九 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第二十二条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第二十三条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者一人
 - 二 この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢二十五歳以上の者のうちから、理事会において選任した者三人
 - 三 学識経験者のうちから、理事会において選任した者六人以上
- 前項第一号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。
- 3 評議員のうちには、役員のいずれか一人と親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計が評議員総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(任期)

第二十四条 評議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第二十五条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

一 任期の満了

二 辞任

三 死亡

(評議員の報酬)

第二十六条 第十三条の規定は、評議員について準用する。

第五章 資産及び会計

(資産)

第二十七条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第二十八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産および運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設および設備またはこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産および

将来基本財産に繰り入れられる財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産および将来運用財産に繰り入れられる財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産または運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第二十九条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数（現在数）の三分の二以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第三十条 基本財産及び運用財産の積立金は、確実な有価証券を購入し、または確実な信託銀行に信託し、または確実な銀行に定期預金としもしくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第三十一条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、保育料収入、入園料収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第三十二条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第三十三条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成して、理事会において理事総数（現在数）の三分の二以上の議決を得なければならぬ。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

(予算外の新たな義務の負担または権利の放棄)

第三十四条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の議決がなければならぬ。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

第三十五条 この法人の決算は、毎会計年度終了後二月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 決算及び事業の実績は、毎会計年度終了後二月以内に、理事長において、評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録の備付及び閲覧)

第三十六条 この法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為（以下この項において「財産目録等」という。）を各事務所に備えておき、請求があつた場合（役員等名簿及び寄附行為以外の財産目録等にあつては、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(資産総額の変更登記)

第三十七条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後三月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第三十八条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第六章 解散及び合併

(解散)

第三十九条 この法人は、次の各号に掲げる事由によつて解散する。

- 一 理事会における理事総数（現在数）の三分の二以上の議決および評議員会の議決
- 二 この法人の目的たる事業の成功の不能となつた場合で、理事会における理事総数（現在数）の三分の二以上の議決
- 三 合併
- 四 破産
- 五 和歌山県知事の解散命令

2 前項第一号に掲げる事由による解散にあつては、和歌山県知事の認可を、同項第二号に掲げる事由による解散にあつては、和歌山県知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第四十条 この法人が解散した場合（合併または破産によつて解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数（現在数）の三分の二以上の議決により選定した学校法人または教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属させるものとする。

(合併)

第四十一条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数（現在数）の三分の二以上の議決を得て、和歌山県知事の認可を受けなければならない。

第七章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第四十二条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数（現在数）の三分の二以上の議決を得て、和歌山県知事の認可を受けなければならない。

2 私立学校法規則に定める届出事項については、前項の規定に関わらず、理事会において理事総数（現在数）の三分の二以上の議決を得て、和歌山県知事に届出なければならない。

第八章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第四十三条 この法人は、第三十六条第二項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えておかななければならない。

- 一 役員及び評議員の履歴書
- 二 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類

三 その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第四十四条 この法人の公告は、学校法人立正学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第四十五条 この寄付行為の施行についての細則、その他この法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附則

- 1 この寄付行為は和歌山県知事の認可の日(昭和四十三年三月十五日)から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事(理事長)	青木 泰秀
理事	庄田 五一郎
理事	佐藤 泰雄
理事	福田 礼雄
理事	恵中 正太郎
理事	田野 堅三
理事	山本 幸夫
理事	小川 芳春
理事	田端 勘太郎
- 3 昭和六十二年七月一四日 一部改正
- 4 平成十年二月二十六日 一部改正
- 5 平成十八年三月三十一日 一部改正
- 6 平成二十五年六月二五日 一部改正
- 7 平成二十五年十二月三日 一部改正

- 8 平成二十七年三月三十一日和歌山県知事認可のこの寄附行為は、平成二十七年三月三十一日から施行する。
- 9 平成二十九年一月二十三日和歌山県知事認可のこの寄附行為は、平成二十九年一月二十三日から施行する。
- 10 この寄附行為は、和歌山県知事の認可の日（令和二年四月一日）から施行する。
- 11 この寄附行為は、和歌山県知事の認可の日（令和三年十月八日）から施行する。